

役員選挙規則

第一章 総則

第1条 香川県臨床心理士会第8条の規定による役員選挙は、この規則によって厳正に行う。

第2条 この選挙は当該年の前年度末までに実施する。

第二章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員は役員会において選任され、委員長は委員の互選とする。

第4条 役員選挙の候補者、および、役員は、選挙管理委員になることはできない。

第5条 選挙管理委員会はつぎの事務を行う。

- (1) 選挙の告示（選挙期日の2ヶ月前までに）
- (2) 候補者の資格審査および氏名、所属その他必要事項を会員に周知すること。
- (3) 選挙方法の指示
- (4) 選挙終了後当選者を定めて、その結果、投票率、各候補者の得票数、あるいは、信任率を会員に報告すること。
- (5) その他選挙に関し必要な事項

第三章 候補者

第6条 役員になろうとする者は、選挙告示日の翌日から10日後までに立候補届けを選挙管理委員長に提出しなければならない。

第7条 会員から候補者を推薦するときは、候補者推薦届けに本人の承諾を得て、選挙告示日の翌日から1ヶ月後までに、選挙管理委員長に提出しなければならない。

第8条 選挙運動は、立候補の届けをした日から選挙期日の前日まででなければならない。

第9条 候補者は、役員を相互に兼ねて同時に立候補することはできない。

第四章 投票

第10条 投票は所定の投票用紙により、各役員について会員の直接無記名投票によって行う。

第11条 投票は1人1票に限る。候補者が定数をこえないときは信任投票を行う。

第五章 開票

第12条 投票終了後、選挙管理委員会はすみやかに開票作業を行い、当選者を決定し報告する。

第13条 得票が同じであるときは、選挙管理委員会において抽選により決定する。

附則

第14条 この規則は、役員会の決議と大会の承認がなければ改廃することができない。

第 15 条 この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

第 16 条 この規則は、平成 29 年 5 月 21 日より発効する（第 1 条、第 4 条、第 5 条の追加）。